

令和7年(2025年)12月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 令和7年12月9日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和7年12月9日(火)

出席議員

1番 西村友一

3番 宮地忍

5番 大西瑞香

7番 奥村仁

9番 太田哲生

11番 近澤チヅル

13番 家崎仁行

2番 脇昭博

4番 岡村哲雄

6番 原隆伸

8番 樋口泰生

10番 瀧本攻

12番 入江康仁

14番 平野隆久

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	宮 本 忠 宜	総 務 課 長	水 谷 法 夫
財 政 課 長	上ノ坊 健 二	危機管理課長	家 倉 義 光
企 画 課 長	上 村 毅	税 務 課 長	直 江 憲 樹
住 民 課 長	世 古 基 樹	福祉保健課長	直 江 和 哉
老人ホーム 赤羽寮長	東 雅 人	環境管理課長	垣 内 洋 人
農林水産課長	高 芝 健 司	商工観光課長	岩 見 建 志
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	宮 原 優
海山総合支所長	玉 本 真 也	教 育 長	松 島 功 城
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	長 井 裕 悟
監 査 委 員	加 藤 克 英		

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	鶴 田 博 樹
書 記	源 口 晴 子	書 記	佐々木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

6 番 原 隆 伸	8 番 樋 口 泰 生
-----------	-------------

議事の顛末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

それでは、皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和7年12月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程並びに議事日程を朗読させていただきます。

令和7年12月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、12月9日、火曜日、9時30分、本会議。開会、人事案件上程、説明、質疑、討論、採決。一般議案上程、説明、質疑、委員会付託。

第2日、12月10日、水曜日、休会。常任委員会予定日。

第3日、12月11日、木曜日、休会。常任委員会予定日。

第4日、12月12日、金曜日、休会。常任委員会予備日。

第5日、12月13日、土曜日、休日。

第6日、12月14日、日曜日、休日。

第7日、12月15日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第8日、12月16日、火曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第9日、12月17日、水曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第10日、12月18日、木曜日、休会。予備日。

第11日、12月19日、金曜日、9時30分、本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、閉会であります。

次に、議事日程を朗読させていただきます。

令和 7 年12月紀北町議会定例会議事日程（第 1 号）

令和 7 年12月 9 日（火曜日） 9 時30分開議

- | | |
|-------------|--|
| 日程第 1 | 議席の指定及び変更 |
| 第 2 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 3 | 会期の決定 |
| 第 4 | 諸般の報告 |
| 第 5 | 行政報告 |
| 第 6 | 町政経営の基本方針 |
| 第 7 発議第 9 号 | 紀北広域連合議会議員の選挙 |
| 第 8 発議第10号 | 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 |
| 第 9 議案第61号 | 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 第10 議案第62号 | 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 第11 議案第63号 | 紀北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例 |
| 第12 議案第64号 | 紀北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 |
| 第13 議案第65号 | 紀北町長及び副町長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正
する条例 |
| 第14 議案第66号 | 紀北町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第15 議案第67号 | 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第16 議案第68号 | 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正
する条例 |
| 第17 議案第69号 | 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例 |
| 第18 議案第70号 | 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例 |
| 第19 議案第71号 | 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例 |
| 第20 議案第72号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 第21 議案第73号 | 紀北町道の路線変更について |
| 第22 議案第74号 | 令和 7 年度紀北町一般会計補正予算（第 4 号） |

- 第23 議案第75号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
第24 議案第76号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第25 議案第77号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
第26 議案第78号 令和7年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）
第27 報告第6号 専決処分の報告について
第28 報告第7号 専決処分の報告について

以上でございます。

入江康仁議長

これより日程に従い議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 議席の指定及び変更を行います。

今回、新たに当選された、西村友一議員の議席に関連し、会議規則第4条第2項の規定により議席を指定し、同条第3項の規定により議席を変更いたします。

指定及び変更した議席は、お手元に配付した議席表のとおりであります。

日程第2

入江康仁議長

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

6番 原 隆伸議員

8番 樋口泰生議員

のご両名を指名いたします。

日程第 3

入江康仁議長

次に、日程第 3 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月 9 日から12月19日までの11日間といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日12月 9 日から12月19日までの11日間とすることに決定いたしました。

日程第 4

入江康仁議長

次に、日程第 4 諸般の報告を行います。

まず、常任委員及び特別委員の選任について、議会閉会中の令和 7 年10月27日に紀北町委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、西村友一議員を教育民生常任委員及び議会改革調査検討特別委員に指名いたしましたので、ご報告をいたします。

次に、去る12月 2 日に議会運営委員会が開催され、12月定例会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等について報告を申し上げます。

まず、付議事件であります。本定例会に提出され受理した案件は、広域連合議会議員の選挙 2 件と人事案件が 2 件、条例・補正予算等の議案が16件、報告が 2 件となっております。

また、本定例会中に、国の物価高対応子育て応援手当に関する補正予算の追加上程の申し

入りが町長からありましたので、取扱いが決まった際にはよろしく願いを申し上げます。

次に、請願・陳情等案件については、陳情1件を町外からのものであるため、議員の棚に配付しております。

次に、一般質問についてであります。11月25日から12月1日までの提出期間内に8人の議員から通告書が提出されました。日程については、16日火曜日に4人、17日水曜日に4人ということで、2日間で運営をさせていただきたいと考えております。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、普通会計及び水道事業会計の令和7年度8月から10月分について、同条第3項の規定により、監査委員から報告を受けております。報告書は議員控室に保管してありますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、一部事務組合等議会の開催であります。三重紀北消防組合議会は、12月23日火曜日、午前10時から、紀北広域連合議会は、同日、午後1時30分から、荷坂やすらぎ苑組合議会は、12月24日水曜日、午前10時から、それぞれ開催の予定であります。組合議会等議員におかれましては、出席くださるようお願いを申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長をはじめ、松島教育長、加藤監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告を申し上げます。

次に、常任委員会の開催についてであります。10日と11日の2日間で常任委員会の開催を予定しております。開催日については、委員長において調整を行っていただき、本日の会議の終わりに報告をさせていただきたいと考えております。

また、常任委員会における審査についてですが、一般会計補正予算中、人件費の部分については、昨年と同様、総務産業常任委員会での審査となりますので、よろしく願いを申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第5

入江康仁議長

次に、日程第5 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆様、おはようございます。

本日は、議会定例会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

なお、私ごとではございますが、のどに少し不調がございます。ご迷惑をおかけする点多々あるかと思いますが、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

早速ではございますが、本議会定例会に当たりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

「年末・きいながしま港市」の開催についてでございます。

恒例の「年末・きいながしま港市」を、本年も12月21日日曜日から30日火曜日までの10日間、紀伊長島港内特設会場におきまして、開催すると、実行委員会からご報告をいただきました。

昨年は5万5,000人と大変多くの皆様にご来場いただいております、「年末・きいながしま港市」は、三重県内でも最大級の市となっております。

本年も、鮮魚や干物など多くの特産品や、七輪コーナーも準備いたしており、会場にて紀北町の味覚をご堪能いただけますので、議員の皆様をはじめ、町民の皆様のご来場をお待ち申し上げます。

以上、1件をご報告いたしまして、本日の会議に当たりましての行政報告とさせていただきます。

入江康仁議長

以上で行政報告を終わります。

日程第6

入江康仁議長

次に、日程第6 町政経営の基本方針について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、早速ではございますが、令和7年12月議会定例会の開催に際し、私の5期目に当たっての町政経営の基本方針を述べさせていただきます。

先般、10月26日の町長選挙におきまして、町民の皆様方からご信任を賜り、引き続き町政を担わせていただくことに対しまして、改めてその責任の大きさを感じているところでございます。紀北町長として初心に立ち返り、町政の発展のために全身全霊を尽くし職責を全うする決意でございます。

私は、初当選以来、「すべては住民目線で、すべては住民とともに」の基本姿勢の下、現場を重視してまちづくりに取り組んでまいりました。5期目につきましても同様の考え方を基本といたしまして、町民の皆様や職員との対話を大切にし、さらには議会の議員の皆様と本町の発展という共通認識の下、議論を通じてお知恵とお力をお借りしながら町政を前に進めてまいりたいと考えております。

町民の皆様並びに議員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、紀北町が誕生して20年がたちます。これまで旧両町の均衡ある発展を目指し、まちづくりを進めてまいりました。その間には、町民の皆様による交流を積極的に進めていただいたことによりまして、一体感の醸成がますます進んでいると感じております。

そういった中、私の念願でもありました汐ノ津呂排水機場整備事業と矢口漁港海岸保全施設整備事業が令和7年度予算で全て完成の運びとなる予定でございます。また、現在進捗中の東紀州5市町の広域ごみ処理施設整備、三重紀北消防本部庁舎移転建設事業には大きな予算が必要となりますが、早期の整備が必要な重要事業でございますので、着実に進めてまいります。さらには、養護老人ホーム赤羽寮の改築につきましては、引き続きしっかりと検討を重ね、事業を進めてまいりたいと考えております。

さて、私の4期目においては、主なものとして、矢口漁港海岸堤防の整備、汐ノ津呂排水機場の整備、洪水ハザードマップの更新、赤羽川・銚子川の堆積土砂撤去、出垣内・相賀等排水機場の整備更新、林道の舗装、児童発達支援施設整備、宮前川河川改修事業、旧島勝小学校の解体、また、おでかけ応援サービス「えがお」の運行、保育園の副食費の無料化のほか、小中学校の給食費の無償化や児童生徒安全確保のための自転車用ヘルメットの給付事業、

18歳以下の子ども医療費は入院・通院の助成、特定健診・国が推奨しているがん検診の無料化、「ちょい減らし+10チャレンジ」の推進、スポーツ合宿・スポーツ大会の誘致などの施策にも力を注いでまいりました。

こうした実績に加え、これまでの4期16年の経験をもとに、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

令和8年度は、紀北町第2次総合計画の最終年度となります。予定事業の推進とともに具体的な施策に係る達成度などをしっかりと検証してまいります。

また、令和9年度から始まる紀北町第3次総合計画の策定を予定しておりまして、現在その準備を進めているところでございます。

総合計画は、まちづくりの総合的な計画として最も上位に位置づけられるもので、総合的かつ計画的な行政経営を進めていく上で、基本的な指針となるものであり、全ての行政活動の基本となる計画でございます。町民の皆様方からもしっかりご意見をいただき、計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

紀北町第2次総合計画の最終年においても、5つの基本目標である「ずっと暮らせる安全・快適なまち」「やさしさで支え合う健康・福祉のまち」「魅力と活力ある産業のまち」「心豊かに夢を育む教育・文化のまち」「ともに担う参画と協働のまち」の実現に向けて、各種施策や事業を積極的に進めて、町民の皆様の命と健康、そして暮らしを守るため、全力を尽くしてまいり所存でございます。

まず、「ずっと暮らせる安全・快適なまち」では、想定されている南海トラフ地震・津波などの大規模災害に備え、自助、共助の意識を高め、消防団や自主防災組織などの関係団体と連携して防災体制の充実、強化を図るとともに、公共施設をはじめ、道路、橋梁、水道などのインフラ施設の整備及び耐震化を進めてまいります。また、船津川・汐ノ津呂排水機場などの整備更新を進めてまいります。

町内の環境保全を守るため、町民の皆様の環境意識の高揚を図るとともに、自然環境や生活環境を保全する活動及び貴重な動植物の保護活動などに支援を行います。また、紀北町地球温暖化対策実行計画を基本理念とし、ゼロカーボンシティの実現に向けた施策を進めてまいります。

ごみ処理につきましては、東紀州5市町広域ごみ処理施設の運転開始に向け、町民の皆様と一体となって一層のごみ減量に努めてまいります。

町内の公共交通につきましては、鉄道、路線バスなどの公共交通に加え、町が運営するお

でかけ応援サービス「えがお」、「いこかバス」などにより、町民の皆様や来訪者の移動手段の確保を図ってまいります。

人口減少・少子高齢化という社会構造の変化に持続的に対応するため、デジタル・トランスフォーメーションを社会課題解決の中核施策として位置づけられております。本町でも労働力確保が深刻化する中、役場でも限られた人員で行政サービスの質を維持・向上すべく、デジタル技術による業務効率化を推進してまいります。

次に、「やさしさに支え合う健康・福祉のまち」では、安心して子どもを産み育てることができるよう、地域における多様な子育て支援の環境づくりを推進してまいります。また、高齢者や障害を持つ方々が住み慣れた町で暮らし続けることができるよう、きめ細やかな支援に取り組むほか、養護老人ホーム赤羽寮について建て替えの検討を進めてまいります。

高齢化が急速に進む中、健康寿命の延伸、生活の質の向上に向け、生活習慣病の発症及び重症化の予防の取組といたしまして、引き続き「ちょい減らし+10」を合言葉に、町民の皆様が健康づくりに取り組んでいただける施策を進めてまいります。また、「みんなでいこか！総合けんしん」の実施や国が推奨しているがん検診と特定健診の無料化などを行ってまいります。

次に、「魅力と活力のある産業のまち」では、農業振興については、農業用施設の維持管理に努めるとともに、農業用水路などの維持・保全に取り組む地域の活動組織を支援してまいります。また、担い手の育成支援、有害鳥獣対策などを図ってまいります。

林業振興につきましては、林道の適切な維持管理に努めるとともに、民有林道等の補修、林業従事者の資格習得や安全装備品の購入を支援し、森林整備を推進してまいります。また、森林環境譲与税を活用した森林経営管理の取組といたしまして、森林所有者への意向調査を実施するとともに、林業経営に適さない手入れの行き届いていない森林は公的に管理し、林業経営に適した森林は地域の林業事業体に森林管理をつなぐ取組を引き続き進めてまいります。

水産業の振興につきましては、稚魚などの種苗放流、藻場の食害生物の駆除などによりまして、水産資源の確保・増殖を図ってまいります。また、後継者の確保・育成、外国人漁業研修生の受入れ、三重外湾漁業協同組合の共同利用施設の更新などを支援してまいります。

商工業につきましては、農林水産業と連携した特産品の開発・販売を促進するとともに、「始神テラス」、「道の駅紀伊長島マンボウ」、「道の駅海山」をアンテナショップ、地場産品のPRショップとして活用し、地域外への情報発信を図っていくとともに、年末港市等

を通じた地場製品の販売促進に力を入れてまいります。消費者ニーズに対応した商品開発、経営技術の向上などの促進を支援し、経営体制強化を図ってまいります。

小規模事業者への経営改善資金などに対する利子補給や創業などの支援を関係機関と協力して行ってまいります。

観光については、熊野古道伊勢路や銚子川、熊野灘臨海公園など、町内の魅力ある観光資源を生かした体験型観光を進めてまいります。近年、熊野古道伊勢路周辺でも地域の食材、伝統文化、地域の人たちとの触れ合いを求めるインバウンド客が増加傾向にあります。これを絶好の機会と捉え、地域に眠る観光資源を磨き上げ、体験・体感できる滞在型コンテンツを造成するとともに、食、伝統文化、宿、地場製品、温泉などと連携して、町のさらなる魅力アップを進めていく必要があります。

これらの内容を着実に実行していくため、今年度、紀北町観光振興プランを策定し、今後の観光施策の羅針盤となるような内容にしていきたいと考えております。

「心豊かに夢を育む教育・文化のまち」では、幼児教育では、幼稚園生活の中で自発的な活動を促し、発達に必要な豊かな経験を通して生きる力を育む指導体制の充実を、また、学校教育では、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視した教育や一人一人の教育的ニーズを把握し、それぞれの能力適正等に弾力的に対応できる教育、防犯・防災等において児童生徒が自ら危険を予測し回避する能力を身につける教育、園児・児童・生徒に身につけさせたい時代に応じた教育を推進してまいります。

社会教育におきましては、子どもから大人までの自己研さんに励み、生涯にわたり豊かな人生を送ることができるよう、また、近年のニーズを捉えた生涯学習講座や公民館講座などの学習機会の提供、充実を図ってまいります。

スポーツへの関心を高め、気軽に参加できる機会の提供、スポーツ施設の整備、維持管理などの環境づくりを進め、スポーツの普及促進に取り組んでまいります。また、受け入れ態勢の充実を図り、スポーツ大会・スポーツ合宿の誘致を一層推進するとともに、スポーツによる交流を進めてまいります。

「ともに担う参画と協働のまち」では、町民の皆様に積極的な情報提供を行うとともに、計画策定や事業の推進については、町民の皆様のご意見を十分にお聞きしながら協働のまちづくりを進めてまいります。また、ダイバーシティの推進と男女共同参画社会の実現に向け、性別や年齢、国籍などにかかわらず広く町民の皆様からのご意見を反映した施策に取り組んでまいります。

地域の活性化をより一層進めていくため、移住を見据えた関係人口の創出・拡大を図ってまいります。全国で活躍している町出身者の方々や地域に想いのある多様な担い手の参画を促進し、地域内外の知識やつながりを掛け合わせながら地域課題の解決と新たな魅力の創出を図ってまいります。

ふるさと納税制度につきましては、自主財源の確保に大きく貢献するものでありますが、令和7年度は寄附額が大きく増加する見込みでございます。今後も寄附者のニーズの把握に努め、PR活動とともに様々な分野との連携の下、施策を検討実施してまいります。さらに、他の自主財源の確保や国・県の各種補助制度などを有効活用するとともに、行財政改革を推進し効果的、効率的な財政経営を推進してまいります。

以上、今後のまちづくりを進める上で柱となる5つの基本目標に沿って私の所信を申し述べました。

今後の4年間は集大成のつもりで、山積する課題に1つずつ着実に対応してまいります。また、変えようとする意識を常に持って、町民の皆様のためになる施策は積極的に取り組んでまいります。

結びに、今後も町民の皆様とともに町の将来像である「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」を目指し、諸課題に取り組んでまいりますので、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

入江康仁議長

以上で町政経営の基本方針を終わります。

日程第7～日程第8

入江康仁議長

それでは、議案の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第7 発議第9号及び日程第8 発議第10号の2件については、一括議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第7 発議第9号及び日程第8 発議第10号の2件については、一括議題とすることに決定いたしました。

なお、発議第9号の紀北広域連合議会議員の選挙については、東篤布議員の辞職に伴い欠員が生じており、9月29日付で紀北広域連合から議員の選出依頼を受けております。

また、発議第10号の三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、尾上町長の任期が11月12日に満了したことに伴い、後期高齢者医療広域連合議会の議員でなくなったことから欠員が生じており、10月9日付で三重県後期高齢者医療広域連合から議員の選出依頼を受けていることによるものでございます。

それでは、議会事務局長に議案を朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

それでは、議案を朗読させていただきます。

発議第9号 紀北広域連合議会議員の選挙

紀北広域連合規約第8条の規定により、紀北広域連合議会議員の選挙を求める。

記

紀北広域連合議会議員 1人

令和7年12月9日

紀北町議会議員 入江 康仁

次のページをお願いします。

発議第10号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

三重県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を求める。

記

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員 1人

令和7年12月9日

紀北町議会議員 入江 康仁

以上でございます。

入江康仁議長

本件につきましては、地方自治法第291条の5の規定により、議会において選挙を行うものであり、同法第118条の規定に基づき、公職選挙法の一部の条項が適用されることになります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法にしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、紀北広域連合議会議員に西村友一議員を、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員には尾上壽一町長をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました被選挙人をそれぞれの広域連合議会議員の当選人と定めることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名した被選挙人がそれぞれの広域連合議会議員に当選されました。

当選人が議場におられます。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により、西村議員と尾上町長におかれましては、それぞれの広域連合議会議員の当選人となったことを告知いたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

お諮りいたします。

日程第9 議案第61号及び日程第10 議案第62号の2件については、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第9 議案第61号及び日程第10 議案第62号の2件については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

日程第9

入江康仁議長

それでは、日程第9 議案第61号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで加藤監査委員の退場を求めます。

（加藤克英監査委員：退場）

入江康仁議長

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

議案第61号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。紀北町監査委員の相賀1974番地6、加藤克英氏が、本年12月9日をもって任期満了となります。

同氏におかれましては、令和3年12月から監査委員としてご尽力をいただいております。

つきましては、同委員として人格が高潔で、財務管理、事業の経営管理等に関し優れた識見を有する同氏を引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

入江康仁議長

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決をいたします。

お諮りいたします。

日程第9 議案第61号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

加藤監査委員の入場を許可いたします。

（加藤克英監査委員：入場）

入江康仁議長

ただいま監査委員の選任同意議案が可決されました。

監査委員の選任につき、議会が同意したときは、議会の申し合わせにより本会議において

挨拶することになっております。

ここで少しお時間をいただき、加藤監査委員にご挨拶をいただきたいと思いますので、発言を許可いたします。

加藤監査委員。

加藤克英監査委員

皆様、おはようございます。

ただいま紀北町監査委員の選任につきご同意いただきました加藤でございます。過去4年の監査委員としての経験を活かしながら紀北町の監査の職務を遂行する所存でございます。議員の皆様におかれましては、格別のご指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、私の就任の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

それでは、加藤監査委員におかれましては、引き続きよろしくお願いいたします。

日程第10

入江康仁議長

次に、日程第10 議案第62号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

引き続き人事案件となりますので、どうかよろしくお願いいたします。

議案第62号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。紀北町公平委員会委員の島原2955番地1、村島佳子氏が、本年12月9日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、令和5年12月から公平委員会委員としてご尽力をいただいております。

つきましては、同委員として人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の

処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する同氏を引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終了します。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第10 議案第62号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

入江康仁議長

お諮りいたします。

日程第11 議案第63号から日程第26 議案第78号までの16件については、提案者から提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、議案16件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定をいたしました。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきありがとうございました。

引き続きまして、各議案の提案理由についてご説明を申し上げます。

議案第63号 紀北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例であります。児童福祉法の改正に伴い、本条例を制定する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第64号 紀北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例であります。子ども・子育て支援法の改正に伴い、本条例を制定する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第65号 紀北町長及び副町長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例であります。旅費額の改定に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第66号 紀北町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。旅費額等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第67号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第68号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例がありますが、人事院勧告に伴い、現業職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第69号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例がありますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例がありますが、児童福祉法等の改正に伴い、本条例を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第71号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例がありますが、災害その他非常の場合において、他の市町村長等が指定した者による給水装置工事の施行を可能とすることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第72号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度紀北町一般会計補正予算（第3号）を専決処分したので、同条第3項の規定により、議会にこれを報告し承認を求めるものでございます。

議案第73号 紀北町道の路線変更についてであります。県道矢口浦上里線の移管に伴う起点の確認において誤りが判明し、町道矢口里線の起点を変更する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第74号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,353万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億4,448万6,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第75号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億554万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第76号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,600万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第77号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ198万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ 2 億1,259万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第78号 令和7年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）であります。収益的収入につきましては12万円を減額し、総額を 3 億7,837万7,000円に、収益的支出につきましては530万円を増額し、総額を 3 億8,453万8,000円に、資本的収入につきましては5,386万5,000円を減額し、総額を8,939万5,000円に、資本的支出につきましては4,769万8,000円を減額し、総額を 2 億897万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、16件の議案につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当に説明をいたさせます。

何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

（「議長、訂正を」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

はい、どうぞ。

尾上壽一町長

議案第70号について読み間違いがございましたので、訂正をお願いします。

条例名の後に「児童福祉法等の改正に伴い、本条例を制定する必要が生じたため、議会の議決を求めるものでございます」というのが正解でございます。お詫びいたします。

入江康仁議長

それでは、ここで10時40分まで暫時休憩いたします。

（午前 10時 21分）

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 40分）

入江康仁議長

続いて、各議案の内容説明を求めます。

まず、議案第63号及び議案第64号の説明を求めます。

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

それでは、議案第63号についてご説明させていただきます。

議案書5ページをお願いいたします。

議案第63号 紀北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

紀北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

児童福祉法の改正に伴い、本条例を制定する必要性が生じたためでございます。

令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」が創設されました。

また、改正後の児童福祉法第34条の16第1項においては、市町村は乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないとされており、同条第2項において、その条例は内閣府令で定める基準に従い定め、又はそれを参酌するものとされています。

本条例は、国の基準どおりの規定で条例を上程させていただいております。また、令和8年4月1日からの施行を控え、業務などを行う必要があることから、今定例会に本条例案を上程させていただくものです。

次に、条例の概要について説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

目次については、第1章で総則、第2章で乳児等通園支援事業に関する基準、第3章で雑則としております。

第1条は趣旨。

第2条は最低基準の目的で、乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとしております。

7ページをお願いいたします。

第5条は、乳児等通園支援事業者の一般原則としております。

第6条は、乳児等通園支援事業者と非常災害で、乳児等通園支援事業者は非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならないとしております。

8ページをお願いいたします。

第8条は、自動車を運行する場合の所在の確認で、乳児等通園支援事業者は利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならないとしております。

9ページをお願いいたします。

第15条は食事で、乳児等通園支援事業者は食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならないとしております。

第16条は、乳児等通園支援事業所内部の規程で、乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならないとしております。

10ページをお願いいたします。

第20条は乳児等通園支援事業の区分で、第2項では、一般型乳児等通園支援事業とは、余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しないもの。第3項では、余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所等を行う事業所において、利用する児童の数がその施設に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業としております。

第21条は一般型乳児等通園支援事業の設備の基準で、第1号では、乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

11ページをお願いいたします。

第2号では、乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65㎡以上であること。第3号では、ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上であることなどとしております。第8号では、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階に設ける建物の場合、保育室等を3階以上に設ける建物の場合の要件を定めております。これらの基準は、保育所の基準と同様となっております。

13ページをお願いいたします。

第22条は職員で、一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他研修を修了した者を置

かなければならないとしております。第2項では、従事者の数は乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上としております。

この数は、保育所の配置基準と同様となっております。そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1か所につき2人を下ることはできないとしております。第3項では、乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならないことと、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる例外規定を定めております。

14ページをお願いいたします。

第23条は乳児等通園支援の内容で、乳児等通園支援は内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならないとしております。

第25条は余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準で、事業所の設備及び職員の基準は、施設又は事業所の区分に応じるとしてしております。保育所の場合は、三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準になることを定めております。保育所として三重県に認可されていれば基準に該当することになります。

15ページをお願いいたします。

第27条は電磁的記録で、事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、書面に代えて当該書面に係るハードディスクやコンパクトディスクなどの電磁的記録により行うことができるとしております。

最後に、本条例の施行日でございますが、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第64号についてご説明させていただきます。

議案書16ページをお願いします。

議案第64号 紀北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

紀北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

子ども・子育て支援法の改正に伴い、本条例を制定する必要性が生じたためでございます。

乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」については、紀北町乳児等通園支援

事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で説明させていただきましたが、先ほどの条例は認可の基準で、この条例は事業者が給付を受けるために市町村から子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける基準となるものです。

改正法による改正後の子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項、特定乳児等通園支援事業者は、市町村の条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に従い、特定乳児等通園支援を提供しなければならないとされており、同条第3項において、その条例は内閣府令で定める基準に従い定め、又はそれを参酌するものとされています。

本条例は、国の基準どおりの規定で上程させていただいております。

令和8年4月1日からの施行を控え、業務などを行う必要があることから、今定例会に本条例案を上程させていただいております。

次に、条例の概要について説明させていただきます。

17ページをご覧ください。

目次については、第1章で総則、第2章で特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準、第3章で雑則としております。

第1条は趣旨。

第2条は一般原則で、事業者は「全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない」、「子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない」、「福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない」、「子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない」としております。

18ページをお願いいたします。

第3条は利用定員に関する基準で、事業者は「1時間当たりの利用定員を定めるものとする」、「開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする」としております。

第4条は面談で、事業者は「特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、保護者との面談を行わなければならない」、「特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない」等としております。

第5条は、正当な理由のない提供拒否の禁止で、事業者は利用の申込みを受けたときは、

正当な理由がなければこれを拒んではならないとしております。

19ページをお願いいたします。

第9条は心身の状況等の把握で、事業者は子ども及びその保護者の心身の状況などの把握に努めなければならないとしております。

第12条は支払いで、「事業者は、法定代理受領として、市町村から国の基準により算定した給付費を保護者に代わり受領することができますが、それを受けないときは保護者から支払いを受けるものとする」と、「日用品、文房具や行事への参加費、食事費用などを保護者から受けることができる」などとしております。

21ページをお願いいたします。

第14条は特定乳児等通園支援の取扱方針で、事業者は、保育所における保育の内容について、内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならないとしております。

第17条は緊急時等の対応で、事業所の職員は、子どもに体調の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないとしております。

22ページをお願いいたします。

第19条は運営規程で、事業者は、特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針やその提供する特定乳児等通園支援の内容、職員の職種、員数及び職務の内容など重要事項を定めておかなければならないとしております。

第20条は勤務体制の確保等で、事業者は、事業所ごとに職員の勤務体制を定めておかなければならないとしております。

23ページをお願いいたします。

第25条は秘密保持等で、事業所の職員及び管理者は、「業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない」、「その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、保護者の同意を得ておかなければならない」などとしております。

24ページをお願いいたします。

第28条は苦情解決で、事業者は「苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない」、「苦情を受け付けた場合には、内容その他の事項を記録しなければならない」などとしております。

25ページをお願いいたします。

第30条は事故発生の防止及び発生時の対応で、事業者は事故の発生又はその再発を防止するため「指針を整備すること」、「事故が発生した場合、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること」、「研修を定期的に行うこと」などとしております。

26ページをお願いいたします。

第33条は電磁的記録等で、「この条例の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、ハードディスクやコンパクトディスクなどの電磁的記録により行うことができる」、「書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、保護者の承諾を得てインターネットや電子メール等の情報通信技術を利用する方法により提供することができる」などとしております。

28ページをお願いいたします。

最後に、本条例の施行日でございますが、令和8年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

入江康仁議長

それでは、次に、議案第65号及び議案第66号の説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第65号 紀北町長及び副町長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

議案書29ページをご覧ください。

議案第65号 紀北町長及び副町長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町長及び副町長の給与及び旅費等に関する条例（平成17年紀北町条例第39号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年12月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

旅費額の改定に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

30ページをお願いします。

30ページは改正文でございます。

31ページをお願いします。

31ページは新旧対照表でございます。こちらの新旧対照表でご説明させていただきます。

右側が旧条例、左側が新条例でございます。下線の記述が変更箇所でございます。

このたびの改正でございますが、近年の社会情勢の変化や宿泊料の高騰に伴い、宿泊料を改定する必要が生じたためでございます。

改正内容でございますが、別表宿泊料を甲地方「1万3,100円」を「1万9,000円」に、乙地方「1万1,800円」を「1万6,000円」に改正するものでございます。

甲地方、乙地方の定義につきましては、一般職員の例によりますので、一般職員の条例改正にて説明させていただきます。

30ページをお願いいたします。

この改正は、附則のとおり、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第65号についての内容説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第66号 紀北町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

議案書32ページをご覧ください。

議案第66号 紀北町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員等の旅費に関する条例（平成17年紀北町条例第45号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年12月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

旅費額等の改定に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

33ページをお願いします。

33ページは改正文でございます。

34ページをお願いします。

34ページは新旧対照表でございます。こちらの新旧対照表でご説明させていただきます。

右側が旧条例、左側が新条例でございます。下線の記述が変更箇所でございます。

このたびの改正でございますが、先の議案と同様に、近年の社会情勢の変化や宿泊料の高騰に伴い、宿泊料等を改正する必要が生じたためでございます。

改正内容でございますが、第12条第2項第1号の鉄道賃における特急料金の適用に当たり、「片道100km以上」を「片道80km以上」に改正するもの、別表宿泊料を甲地方「1万900円」を「1万7,000円」に、乙地方「9,800円」を「1万4,000円」に改正するもの、また、備考における宿泊料の欄中「甲地方」の定義を「東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「財務省令」という。）で定める地域その他これらに準ずる地域で財務省令で定めるもの」という記述を、「東京都及び政令指定都市」に改正するものでございます。

33ページをお願いいたします。

この改正は、附則のとおり、令和8年4月1日から施行するものでございます。

なお、経過措置として、同日前に出発した旅行については、従前の例によります。

以上で議案第66号についての内容説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第67号及び議案第68号の説明を求めます。

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

議案第67号について説明させていただきます。

議案書の35ページをお願いいたします。

議案第67号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

紀北町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年紀北町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年12月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

人事院勧告が令和7年8月7日に勧告され、国家公務員の給与について人事院勧告のとおり改正することが令和7年11月11日に閣議決定されたことにより、これまでと同様に人事院勧告に合わせ改正いたしたく、上程をさせていただきました。

36ページをお願いいたします。

第1条では、人事院勧告に準拠した改正文で、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び行政職

給料表の改正であります。

40ページをお願いいたします。

第2条では、期末手当と勤勉手当の改正であります。本条例は、附則により公布の日から施行することとし、第2条は令和8年4月1日から施行することとしています。

第2項で第1条の規定の適用は、通勤手当と給料表が令和7年4月1日、期末手当と勤勉手当は令和7年12月1日としています。

改正内容は、新旧対照表で説明いたします。

42ページをお願いいたします。

第1条関係であります。

第16条第2項では、ウの片道10kmからスの60km以上までを月額200円から7,100円引き上げるものであります。

43ページをお願いいたします。

第25条第2項では、職員の期末手当の支給率につきまして「100分の125」を6月は「100分の125」、12月は「100分の127.5」に、第3号では、定年前再任用短時間勤務職員の支給率を「100分の70」を6月は「100分の70」、12月は「100分の72.5」に改正するものです。

第28条第2項第1号では、職員の勤勉手当の支給率につきまして、「100分の105」を6月は「100分の105」、12月は「100分の107.5」に、第3号では定年前再任用短時間勤務職員の支給率を「100分の50」を6月は「100分の50」、12月は「100分の52.5」に改正するものです。

45ページをお願いいたします。

45ページから48ページが改正後の行政職給料表で、49ページから52ページが改正前の行政職給料表であります。

53ページをお願いいたします。

第2条関係であります。

第25条の期末手当は、第1条で改正しました職員の6月と12月の支給率を6月・12月ともに「100分の126.25」に、定年前再任用短時間勤務職員は「100分の71.25」に改正するものです。

第28条の勤勉手当は、第1条で改正しました職員の6月と12月の支給率を、6月・12月ともに「100分の106.25」に、定年前再任用短時間勤務職員は「100分の51.25」に改正するものです。

以上で議案第67号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

次に、議案第68号を説明させていただきます。

議案書の54ページをお願いいたします。

議案第68号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年紀北町条例第43号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年12月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、人事院勧告に伴い、現業職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

55ページをお願いいたします。

人事院勧告に準拠した現業職給料表の改正であります。

59ページをお願いいたします。

本条例は、附則により公布の日から施行することとし、令和7年4月1日から適用することとしています。

改正内容は新旧対照表で説明いたします。

61ページをお願いいたします。

61ページから64ページが改正後の現業職給料表で、65ページから68ページが改正前の現業職給料表であります。

以上で議案第68号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第69号及び議案第70号の説明を求めます。

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

それでは、議案第69号についてご説明させていただきます。

議案書69ページをお願いいたします。

議案第69号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年紀北町条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年12月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

なお、現在のところ、町内においては対象となる事業所はございません。

次に、条例改正の概要について説明させていただきます。

70ページをご覧ください。

70ページは改正文です。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

内容について、新旧対照表で説明させていただきます。

71ページをご覧ください。

新旧対照表の左が新条例、右が旧条例でございます。

第17条において、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期的健康診断及び臨時的健康診断を行わなければならないと定められていますが、第2項では、その例外として児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができると定めていましたが、改正後はそれに加えて家庭的保育事業者等は乳幼児の健康診査が行われた場合であって、それが利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期的健康診断又は臨時的健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、これらの健康診断の全部又は一部を行わないことができる項目を加えるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第70号についてご説明させていただきます。

議案書72ページをお願いいたします。

議案第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のと

おり制定する。

令和 7 年12月 9 日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

児童福祉法等の改正に伴い、本条例を制定する必要性が生じたためでございます。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第29号）により児童福祉法が改正され、国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正等が行われました。

また、この改正の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の内閣府令についても改正が行われたことによるものです。

次に、条例の概要について説明させていただきます。

73ページをご覧ください。

73ページは改正文です。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

それでは、内容につきまして、新旧対照表で説明させていただきます。

74ページをご覧ください。

新旧対照表の左が新条例、右が旧条例でございます。

改正の必要性が生じた条例は3条例であります。

まず、第1条、紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、第25条の虐待等の禁止において、職員が特定教育・保育施設の職員である場合の児童福祉法「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」とするものについては、新たに第2項及び第3項が設けられたことによるものです。

また、その規定に加え、幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては「認定こども園法第27条の2第1項各号」、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては「学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号」に掲げる行為が追加されたことにより改正するものです。

内容については、変化はございません。

75ページをご覧ください。

第2条、紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に

つきまして、第12条の改正は、児童福祉法第33条の10に新たに第2項及び第3項が設けられたことによるものです。

第23条、第29条、第31条、第44条及び第47条の改正は、保育所等の各施設等に置かなければならないとされている保育士について、地域限定保育士も保育士とみなすこととする改正が行われたことによるものです。

現在、三重県では、地域限定保育士は採用されていませんが、令和8年度から地域限定保育士の試験を実施する予定であると伺っております。

77ページをご覧ください。

第3条、紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、第10条の改正は地域限定保育士によるもの、第12条の改正は児童福祉法第33条の10に新たに第2項及び第3項が設けられたことによるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第71号の説明を求めます。

宮原水道課長。

宮原優水道課長

それでは、議案第71号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書の78ページをお願いいたします。

議案第71号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例

紀北町水道事業給水条例（平成17年紀北町条例第178号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年12月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

災害その他非常の場合において、他の市町村長等が指定した者による給水装置工事の施行を可能とすることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

今回の改正につきましては、令和6年能登半島地震で明らかになった宅内配管復旧が遅延した課題に対し、大規模災害時、本町の指定業者による迅速な復旧が困難となった場合でも、他の市町村の指定業者の応援を受け入れられるよう、広域的な協力体制を確保するための例

外規定を設けることにより、早期給水再開につなげるため、所要の改正をするものでございます。

79ページをお願いいたします。

このページは改正文と附則でございます。

附則でございますが、施行期日につきましては、公布の日から施行することと規定しております。

80ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。

左側が改正文となります。

第7条第1項につきまして、本文の後に「ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。」を加えるものでございます。

以上で議案第71号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第72号の説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第72号の内容説明をさせていただきます。

議案書の81ページをご覧ください。

議案第72号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度紀北町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和7年12月9日提出

紀北町長 尾上壽一

続いて、82ページをご覧ください。

専決第3号 専決処分書

令和 7 年度紀北町一般会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 7 年 9 月 24 日

紀北町長 尾上壽一

それでは、令和 7 年 9 月 24 日に専決しました予算書の 1 ページをご覧ください。

令和 7 年度紀北町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度紀北町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億8,095万6,000円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

今回の補正につきましては、令和 7 年 9 月 19 日に紀北町議会議員 1 名が辞職し、欠員が生じたため、公職選挙法の規定に基づき、紀北町議会議員補欠選挙の実施に伴う経費を急遽予算計上する必要が生じたため、専決処分をさせていただいたものであります。

それでは、予算に関する説明書に基づき歳入から説明させていただきます。

予算書の 6 ページをご覧ください。

第18款・繰入金、第 1 項・基金繰入金、第 1 目・財政調整基金繰入金1,700万円の増額は、当補正の所要財源とするため、財政調整基金より繰り入れるものでございます。

なお、今回の補正によりまして、財政調整基金年度末現在高見込額は13億6,462万6,000円となります。

次に、歳出についてご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

第 2 款・総務費、第 4 項・選挙費、第 4 目・町議会議員選挙費は1,700万円を補正するものでありますが、町議会議員補欠選挙執行事業は、報酬や職員手当、事務用品等の需用費や電算事務委託料等、選挙執行に要する経費でございます。

8 ページをご覧ください。

給与費明細書でございますが、1 の特別職につきましては、その他の特別職で報酬165万7,000円を増額し、補正後の総額としましては 1 億4,844万4,000円となります。

9 ページをご覧ください。

2、一般職の総括表になりますが、内訳につきましては、職員分から説明させていただきますので、10ページをご覧ください。

職員手当453万4,000円の増額により、補正後の総額としましては13億47万6,000円となります。

次に、会計年度任用職員分でございますが、11ページをご覧ください。

報酬108万7,000円の増額により、補正後の総額としましては7億3,092万9,000円となります。

戻りますが、9ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の補正後の合計は562万1,000円を増額し、20億3,140万5,000円となります。

12ページをご覧ください。

増減額の明細であります。職員手当453万4,000円の増額は、町議会議員補欠選挙による増額でございます。

以上で令和7年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第73号の説明を求めます。

井土建設課長。

井土誠建設課長

それでは、議案第73号 紀北町道の路線変更についてをご説明させていただきます。

議案書の83ページをご覧ください。

議案第73号 紀北町道の路線変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、町道の路線を次のとおり変更するものとする。

記

1 路線名 町道矢口里線

2 道路の区域

区域 紀北町大字矢口浦字里376番2地先から紀北町大字矢口浦字鍋倉888番5まで、新旧別 旧、幅員 37.0mから3.6m、延長 953.6m。

区域 紀北町大字矢口浦字向284番5から紀北町大字矢口浦字鍋倉888番5まで、新旧別

新、幅員 37.0mから3.6m、延長 953.6m。

令和7年12月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

県道矢口浦上里線の移管に伴う起点の確認において誤りが判明し、起点を変更する必要が生じたためでございます。

それでは、84ページ、資料1の位置図をご覧ください。

位置図では、赤色で着色いたしました路線が町道矢口浦里線でございます。平成12年3月17日に町道として認定されております。

こちらは県道矢口浦上里線のバイパス工事を行うに当たり、あらかじめ町道に認定しておくもので、県道と町道の二重での認定を行い、完成後移管までの間は主に県道として維持管理を実施しております。

今回、矢口浦上里線のバイパスの完成により、県道矢口浦上里線の一部、赤色で表示されている町道矢口浦里線の区間を紀北町に移管されることに伴い、起終点の位置を確認したところ、起点の地番において誤りが確認されたものでございます。

右側の赤丸で示した位置が起点で、左側の赤丸で示した位置が終点でございますが、現在認定されている地番を確認したところ、起点部分が本来矢口浦字向284番5であるものが、青色で表示している矢口浦字里376番2として認定されておりました。

平成12年3月に町道認定したときの資料を確認いたしますと、三重県からの移管手続の資料におきまして、誤った地番で頂いており、その資料に基づき町道認定を行ったもので、地番等の確認を怠ったため誤った地番で認定をしたものと思われれます。誠に申し訳ございませんでした。

今回の紀北町道の路線変更については、起点の地番のみの変更であり、終点及び幅員や延長に変更はございません。

今後はこのようなことがないようにいたします。申し訳ございませんでした。

議案第73号の説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

次に、議案第74号の説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第74号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和7年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

令和7年度紀北町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,353万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億4,448万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年12月9日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、5ページをご覧ください。

第2表は、繰越明許費補正でございます。

追加として、農林水産業費の海岸保全施設整備事業7,260万円、土木費の河川改修及び維持補修事業4,080万円を、それぞれ令和8年度に繰越ししようとするものでございます。

6ページをご覧ください。

第3表、地方債補正であります。追加として一般廃棄物処理事業、限度額1億660万円を追加、変更として過疎対策事業を3億5,060万円から3億1,800万円に、合併特例事業を790万円から970万円に、緊急自然災害防止対策事業を10億510万円から10億3,770万円にそれぞれ限度額を変更するものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書で説明させていただきます。

それでは、歳入予算から説明させていただきますので、9ページをご覧ください。

第10款、第1項、第1目ともに地方交付税1,385万8,000円の減額は、普通交付税の交付

額の決定によるもので、主な減額の要因は市町村民税の所得割、法人税割が増加したことにより、交付税算定における基準財政収入額が予算見込額を上回ったためでございます。

第14款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金94万8,000円の増額は、前年度の交付額確定に伴う子どものための教育・保育給付費負担金の増額によるものでございます。

第2項・国庫補助金、第8目・教育費補助金8万円の増額は、特別支援学級に在学する生徒の就学奨励事業に係る特別支援教育就学奨励費補助金の増額によるものでございます。

10ページをご覧ください。

第17款、第1項ともに寄附金、第1目・総務費寄附金1億5,000万円の増額は、ふるさと寄附金（納税）推進事業に係る寄附額が予算見込額を大きく上回る見込みであるためでございます。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金1,867万3,000円の増額は、今回の補正の所要財源とするため、財政調整基金より繰り入れるものでございます。

なお、今回の補正によりまして、財政調整基金年度末現在高見込額は13億4,426万9,000円となります。

第3目・地域づくり事業基金繰入金315万9,000円の増額は、温泉施設管理運営事業と体験型イベント交流施設管理運営事業に充当するものでございます。

第18目・ふるさと応援基金繰入金8,004万1,000円の増額は、ふるさと寄附金（納税）推進事業等に充当するものでございます。

11ページをご覧ください。

第20款・諸収入、第5項、第6目ともに雑入1,608万7,000円の増額は、紀北広域連合負担金の前年度精算金1,478万9,000円と、消防団員活動事業に係る退職報償金129万8,000円でございます。

第21款及び第1項ともに町債、第3目・衛生債1億660万円の増額は、廃棄物適正処理推進事業に係る広域ごみ処理施設整備事業債を新たに計上するもの、第4目・農林水産業債180万円の増額は、海岸保全施設整備事業に係る海岸保全施設整備事業債の増額によるものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。

12ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は80万1,000円を増額するものでありますが、給料や職員手当の引上げ、共済組合負担率の確定などによる職員人件費の精査によるものでございます。

なお、今回の職員人件費の補正による増減内訳につきましては、ほかの科目におきましても、人事院勧告に準じての給料等の改定や人事異動による組替え、共済組合負担率の確定などによる職員人件費の精査と、会計年度任用職員につきましては、人事異動や費用弁償の改定などによる精査でございますので、詳細は最後に給与費明細書で説明させていただきます。

13ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は481万4,000円を増額するものでありますが、特別職及び職員、会計年度任用職員の人件費の精査によるものでございます。

15ページをご覧ください。

第5目・財産管理費は1億5,000万円を増額するものでありますが、基金管理事業は、ふるさと寄附金の増加に伴いふるさと応援基金に積み立てるものでございます。

第6目・企画費は7,872万6,000円を増額するものでありますが、ふるさと寄附金（納税）推進事業は、ふるさと寄附金の増加に伴い返礼品等に要する経費が増加したことによるものでございます。

16ページをご覧ください。

第2項・徴税費、第1目・税務総務費は626万5,000円を増額するものでありますが、職員及び会計年度任用職員人件費の精査によるもの、税務一般事務事業555万5,000円の増額は、地方税法等の改正に伴い住民税システムの改修委託料を計上するものでございます。

17ページをご覧ください。

第3項及び第1目ともに戸籍住民基本台帳費は1,465万5,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

18ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は26万1,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

19ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は1,112万2,000円を増

額するものでありますが、職員人件費の精査によるもののほか、国民健康保険事業特別会計繰出金78万円の増額は、職員人件費の精査に伴う繰出金の増額、紀北町社会福祉協議会助成事業119万4,000円の増額は、エアコン修繕や外壁改修工事等に伴う助成金の増額によるもの、紀北広域連合運営事業510万5,000円の増額は、職員人件費の精査に伴う負担金の増額などによるものでございます。

第3目・身体障害者福祉費は456万3,000円を増額するものでありますが、障害者補装具給付事業は補装具の交付及び修理件数等の増加によるものでございます。

第4目・国民年金事務費は193万9,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

21ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は308万7,000円を増額するものでありますが、地域支援事業（介護予防）と地域支援事業（生活支援体制整備事業）の増額は、前年度事業の精算に伴う返還金でございます。

後期高齢者医療特別会計繰出金37万9,000円の増額は、人件費の精査に伴う繰出金の増額によるものでございます。

第2目・養護老人ホーム費は315万1,000円を増額するものでありますが、職員及び会計年度任用職員人件費の精査によるもの、老人ホーム管理運営事業91万円の増額は、冷蔵ショーケースが故障したため、急遽買い替えを行うものでございます。

22ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は1,405万円を増額するものでありますが、放課後児童クラブ対策事業と出産・子育て応援給付金事業の増額は、前年度事業の精算に伴う返還金でございます。

第2目・保育所費は217万1,000円を増額するものでありますが、児童保育事業も前年度事業の精算に伴う返還金でございます。

第3目・児童措置費は180万2,000円を増額するものでありますが、児童手当等支給事業も前年度事業の精算に伴う返還金でございます。

23ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は560万3,000円を増額するものでありますが、地域保健関係・環境管理関係の職員人件費の精査によるものでございます。

24ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は605万9,000円を増額するものでありますが、職員及び会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・塵芥処理費は、廃棄物適正処理推進事業に係る広域ごみ処理施設整備事業債の計上に伴う財源更正でございます。

25ページをご覧ください。

第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は20万円を減額するものでありますが、児童手当の減額に伴う繰出金の減額でございます。

26ページをご覧ください。

第5款・農林水産業、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は46万7,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・農業総務費は92万円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

27ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は139万6,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

28ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は36万1,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第3目・漁港管理費は、海岸保全施設整備事業の財源更正でございます。

29ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は123万1,000円を増額するものでありますが、職員及び会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

第3目・観光費は315万9,000円を増額するものでありますが、温泉施設管理運営事業263万4,000円の増額は、配管等の取替修繕に要する経費、体験型イベント交流施設管理運営事業52万5,000円の増額は、空調設備故障による修繕料の増加によるものでございます。

30ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は550万2,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

31ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は8万4,000円を増額するもの
ありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

32ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は34万4,000円を増額するものでありま
すが、職員人件費の精査によるものでございます。

33ページをご覧ください。

第8款、第1項ともに消防費、第1目・常備消防費は2,487万6,000円を増額するもので
ありますが、三重紀北消防組合負担金は職員人件費の精査等によるものでございます。

第2目・非常備消防費は129万8,000円を増額するものでありますが、消防団員活動事業
は消防団員2名が途中退職したことにより、退職報償金を支払う必要が生じたためござ
います。

第5目・災害対策費は265万1,000円を増額するものでありますが、地震・津波災害避難
路等整備事業は、引本浦長浜地区の大雨により避難場所ののり面が崩落したため修繕工事
を行ったことに伴うものでございます。

34ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費は234万1,000円を増額するも
のがありますが、特別職及び職員、会計年度任用職員人件費の精査によるものでございま
す。

第3目・教育振興費は48万2,000円を増額するものでありますが、学校・家庭・地域の
連携協力推進事業は、前年度事業の精算に伴う返還金等でございます。

35ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は581万1,000円を増額するものでありますが、
小学校管理運営事業114万5,000円の増額は、小学校7校の光熱水費の実績見込みに伴う増
額、特別支援学級児童介助教員設置事業399万3,000円の増額は、介助教員等の配置変更
に伴う増額、小学校校舎等施設営繕事業67万3,000円の増額は、西小学校のトイレや受水槽
の修繕工事に伴う増額でございます。

36ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は415万円を減額するものでありますが、会計
年度任用職員人件費の精査によるものと、中学校管理運営事業171万2,000円の増額は、中
学校4校の光熱水費の実績見込み等に伴う増額、特別支援学級生徒介助教員設置事業632

万1,000円の減額は、介助教員等の配置変更に伴う減額、中学校校舎等施設営繕事業64万2,000円の増額は、紀北中学校の給湯管漏水のため取替工事を行ったことによるものでございます。

第2目・教育振興費は16万円を増額するものでありますが、特別支援学級に在学する生徒の就学奨励事業は、就学奨励認定者の増に伴う増額でございます。

37ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに幼稚園費は159万8,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものと、幼稚園管理運営事業16万2,000円の増額は、社会保険料等の実績見込みに伴う増額でございます。

38ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は826万円を増額するものでありますが、職員及び会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

39ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第2目・給食施設費は120万9,000円を増額するものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

40ページをご覧ください。

第11款及び第1項ともに公債費、第1目・元金は66万1,000円を減額するものでありますが、長期債借入金償還金の利率見直しに伴う元金償還額の減額に伴うものでございます。

第2目・利子は267万8,000円を減額するものでありますが、長期債借入金の利率見直し及び前年度の起債借入額の決定によるものでございます。

41ページからは地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、42ページの合計欄をご覧ください。

前年度末現在高は109億3,648万3,000円であり、当該年度中の起債見込額は今回の補正分1億840万円の増額により17億7,270万円となり、当該年度中の元金償還見込額については、今回の66万1,000円の減額により13億5,691万2,000円となることから、当該年度末現在高見込額は113億5,227万1,000円となる見込みでございます。

43ページをご覧ください。

給与費明細書でございますが、1の特別職につきましては、長等で共済費124万6,000円を減額し、補正後の総額としましては1億4,719万8,000円となります。

44ページをご覧ください。

2、一般職の総括表になりますが、内訳につきましては、職員分から説明させていただきますので、45ページをご覧ください。

給料2,367万8,000円、職員手当1,547万3,000円、共済費1,683万3,000円の増額により、合計5,598万4,000円の増額となり、補正後の総額としましては13億5,646万円となります。

次に、会計年度任用職員分でございますが、46ページをご覧ください。

報酬242万2,000円、職員手当201万8,000円の減額、共済費119万6,000円の増額により、合計は324万4,000円の減額となり、補正後の総額としましては7億2,768万5,000円となります。

戻りますが、44ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の補正後の合計は5,274万円を増額し、20億8,414万5,000円となります。

47ページをご覧ください。

増減額の明細であります。給料2,367万8,000円の増額は、給与改定による増額と人事異動等による増額によるものでございます。職員手当1,345万5,000円の増額は、給与改定による増額と人事異動等による減額によるものでございます。

48ページ以降につきましては、給料及び職員手当の状況等について記載したものでございます。

以上で議案第74号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第75号及び議案第76号の説明を求めます。

世古住民課長。

世古基樹住民課長

それでは、議案第75号につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億554万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月9日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第5款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金78万円の増額分は、人事院勧告に準ずる改定等に伴う職員4名分の人件費の精査でございます。

第2項、第1目ともに積立基金繰入金28万4,000円の増額は、財政調整基金からの繰入金でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費78万円の増額は、人事院勧告に準ずる改定等に伴う職員4名分の人件費の精査でございます。

8ページをご覧ください。

第8款・諸支出金、第2項・国県支出金返納金、第2目・県支出金返納金28万4,000円の増額につきましては、県からの補助金であります前年度交付金の精算に伴う返還金でございます。

以上で議案第75号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第76号につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万9,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ 6 億 8,600 万 4,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 9 日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、歳入歳出いずれも人事院勧告に準ずる改定等に伴う職員 1 名分の職員人件費の精査でございます。

以上で議案第 76 号 令和 7 年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

それでは、ここで昼食のため午後 1 時まで休憩といたします。

（午前 11 時 53 分）

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 00 分）

入江康仁議長

次に、議案第 77 号の説明を求めます。

東老人ホーム赤羽寮長。

東雅人老人ホーム赤羽寮長

それでは、議案第 77 号 令和 7 年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

予算書の 1 ページをご覧ください。

令和 7 年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和7年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ198万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,259万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月9日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

それでは、歳入予算の6ページをお願いします。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入、第1目・居宅介護サービス費収入は198万2,000円を増額して998万2,000円とするものでございます。ショートステイ事業の利用実績及び今後の見込みによる増額でございます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は198万2,000円を増額して2億179万2,000円とするものであります。人事異動などによる給料、職員手当などの精査や共済組合負担金率の確定及び人事院勧告に準じる改定による増額でございます。職員人件費といたしまして292万円の増額と会計年度任用職員の改定分といたしまして93万8,000円の減額によるものとなります。

以上で介護サービス事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第78号の説明を求めます。

宮原水道課長。

宮原優水道課長

それでは、議案第78号 令和7年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和 7 年度紀北町水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度紀北町水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的收入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございますが、第 1 款・水道事業収益の既決予定額 3 億 7,849 万 7,000 円から補正予定額 12 万円を減額し、計を 3 億 7,837 万 7,000 円に。

第 2 項・営業外収益の既決予定額 8,050 万円から補正予定額 12 万円を減額し、計を 8,038 万円に補正するものでございます。

次に、支出でございますが、第 1 款・水道事業費用の既決予定額 3 億 7,923 万 8,000 円に補正予定額 530 万円を増額し、計を 3 億 8,453 万 8,000 円に。

第 1 項・営業費用の既決予定額 3 億 5,769 万 9,000 円に補正予定額 148 万 2,000 円を増額し、計を 3 億 5,918 万 1,000 円に補正するものでございます。

第 2 項・営業外費用の既決予定額 2,143 万 9,000 円に補正予定額 381 万 8,000 円を増額し、計を 2,525 万 7,000 円に補正するものでございます。

続きまして、（資本的收入及び支出）でございますが、第 3 条 予算第 4 条本文括弧書きを（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 1,957 万 9,000 円は、当年度分消費税資本的収支調整額 588 万 1,000 円、過年度分損益勘定留保資金 460 万 7,000 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 893 万 7,000 円、建設改良積立金 15 万 4,000 円で補てんするものとする）に改め、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございますが、第 1 款・資本的收入の既決予定額 1 億 4,326 万円から補正予定額 5,386 万 5,000 円を減額し、計を 8,939 万 5,000 円に。

第 2 項・補助金の既決予定額 4,346 万円から補正予定額 586 万 5,000 円を減額し、計を 3,759 万 5,000 円に。

第 3 項・企業債の既決予定額 9,660 万円から補正予定額 4,800 万円を減額し、計を 4,860 万円に補正するものでございます。

続きまして、2 ページをお願いいたします。

支出でございますが、第 1 款・資本的支出の既決予定額 2 億 5,667 万 2,000 円から補正予定

額4,769万8,000円を減額し、計を2億897万4,000円に。

第1項・建設改良費の既決予定額1億6,342万円から補正予定額4,769万8,000円を減額し、計を1億1,572万2,000円に補正するものでございます。

続きまして、（議会の議決を経なければ流用することができない経費）でございますが、
第4条 予算第8条中（1）職員給与費「6,224万円」を「6,393万4,000円」に改める。

続きまして、（他会計からの補助金）でございますが、第5条 予算第9条に定めた他会計からの補助金を、次のとおり補正する。

一般会計からの補助金の既決予定額4,985万8,000円から補正予定額20万円を減額し、計を4,965万8,000円に補正するものでございます。

令和7年12月9日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、内容につきましては、実施計画説明書に基づき収益的収入からご説明させていただきます。

21ページをお願いいたします。

第1款・水道事業収益、第2項・営業外収益、第2目・補助金は12万円を減額し、1,954万4,000円とするものでございます。内容といたしましては、児童手当に係る一般会計からの補助金12万円の減額によるものでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

収益的支出につきましては、第1款・水道事業費用、第1項・営業費用、第3目総係費は148万2,000円を増額し、9,158万6,000円とするものでございます。内容としましては、人事異動などのよる職員人件費148万2,000円を増額によるものでございます。

第2項・営業外費用、第3目・消費税及び地方消費税は381万8,000円を増額し、1,012万4,000円とするもので、内容としましては、本則課税による納税額381万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

資本的収入でございますが、第1款・資本的収入、第2項、第1目ともに補助金は586万5,000円を減額し、3,759万5,000円とするものでございます。内容といたしましては、児童手当に係る一般会計からの補助金8万円の減額と国庫補助金の減額は事業費確定によるものでございます。

第3項、第1目ともに企業債は4,800万円を減額し、4,860万円とするものでございます。

内容としましては、今年度予定しておりました三重県の一般国道422号のトンネル坑内の舗装工事が来年度実施となったため、同調して工事を実施することから減額するものでございます。

次に、資本的支出でございますが、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費、第1目・上水道改良費は4,769万8,000円を減額し、8,774万2,000円とするものでございます。内容としましては、工事請負費は資本的収入の企業債と同様、三重県の一般国道422号のトンネル坑内舗装工事が来年度実施となり、同調して工事を実施することから減額するものでございます。また、職員人件費につきましては、児童手当及び共済組合負担率の確定などによる30万2,000円の増額によるものでございます。

以上で議案第78号 令和7年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で、提案理由及び内容説明を終わります。

これから各議案に対する質疑に入りますが、質疑の回数は、会議規則第55条の規定により、議長が宣告した議題について、3回以内となっております。

なお、委員会での審査は十分できますので、申し合わせ事項にありますとおり、自分が所属する委員会に付託された案件についての質疑は委員会で行っていただきますよう、議事運営にご配慮をお願い申し上げます。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

日程第11

入江康仁議長

まず、日程第11 議案第63号 紀北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

5 番 大西瑞香議員。

5 番 大西瑞香議員

まず、この町内の保育園全てに対応する制度なのかということと、あと6か月から3歳未満というふうに認識をしているんですが、利用できる子どもさんは。その点のちょっと確認と、あと、1か月で何時間の利用ができるのか、その点まずお聞きいたします。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、町内の保育園で対応可能かということに関してですが、町内の保育園であれば対応は可能です。年齢についてですが、6か月から3歳未満ということで間違いありません。1か月の利用時間については、今のところ10時間というふうになっています。

以上でございます。

入江康仁議長

大西瑞香議員。

5 番 大西瑞香議員

利用するに当たっては、様々な利用のときの理由があると思うんですが、お母さんの体調不良とか用事とか、その内容に限らず利用できるのかということと、あと、令和8年度この町内の保育園の中で職員さんの人数等も含めて、可能な保育園は現時点であるのか、その点も答えられる範囲でお願いします。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

議員おっしゃられたとおり、利用に対する理由については特に定めはございません。あと、現状で各町内の保育園の保育士で足りるかという点に関してなんですが、まだ令和8年度の入園児の取りまとめを行っていませんので、足りるかどうかに関しては今の時点では分かりません。

入江康仁議長

大西瑞香議員。

5 番 大西瑞香議員

令和8年度になってから、その後はその保育園自体の様々な検討も含め、福祉課とかほかの担当課を含め業種の方との連携も含めながら決めていくのか、保育園独自で行っていく制度になるのか、その点を最後にお聞きします。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

今のところ、全保育園というわけではなくて、手を挙げるというか、希望する保育園というふうに考えております。

以上でございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

ないようですので、以上で質疑を終わります。

日程第12

入江康仁議長

次に、日程第12 議案第64号 紀北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第13

入江康仁議長

次に、日程第13 議案第65号 紀北町長及び副町長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

近年の社会状況、宿泊料の状況により変わるという説明がありました。そのとおりだと思うんですけども、また、提案理由の中に「旅費額の改定に伴い」というのは、国とか県が変わると変わるのか、そこら辺のところをまずどういうときに、基を発するのはどこなのかお聞きいたします。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

近澤議員の質疑にお答えします。

まず、近年の社会状況の変化というふうに申し上げましたが、近年では訪日外国人旅行者数がここ10年で4倍近く増加しておりまして、日本経済に非常に大きな影響が出ております。また、人件費の増加とか物価高騰の影響等も合わさり宿泊料等が高騰しております。

今回改正させていただいた理由でございます。いわゆる特に宿泊料が非常に高騰しておりまして、そういったことを受けて国も県も、それから県内の市町も条例改正のほうをしております。もう既に改正しておるところも幾つか出てきておりまして、本町につきましては、現在の額ですと非常に厳しい状況で、主に東京とか首都圏に泊まる人が多いんですけども、実際不足が発生してきております。

そういったところで今回県内の全市町に対して文書の調査や聞き取りを行いました。また、宿泊料の上昇状況とか今後の見込み等も調査して、総合的に判断して改正させていただいたということでございます。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

よく分かりました。インバウンドですごく高くなったという情報がありますので、それに沿った改定だと思います。

そして、もう1つ、紀北町長及び副町長という条例なんですけれども、三役というと教育長も含まれますが、ここには「教育長」という文言はないのですが、教育長の旅費も当然こうなると思うんですが、そのところはどうかのでしょうか。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

教育長の旅費につきましては、紀北町教育長の給与及び勤務条件等に関する条例に基づきまして、紀北町長及び副町長の給与及び旅費等に関する条例の例によるということになっておりますので、同じような形で適用されるということでございます。

以上でございます。

入江康仁議長

いいですか。

11番 近澤チヅル議員

はい。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第14

入江康仁議長

次に、日程第14 議案第66号 紀北町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を

議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

先ほどの65号と同じように職員の皆さんも変わるんですけれども、宿泊料については上がるんですけれども、金額に三役と一般職員に差があるというのが、国とかそういうのが慣例になっているのでこういうことが提案されたと思うんですけれども、人間もみんな自由で平等で人権を保障すると言って、いろいろな職歴とかそういう差はあると思うんですけれども、基本的には同等でないかなと思うんですけれども、食事代も特別職のほうが高くなっていて、高いところへ泊まれて、一般職員は低いところで食事代も低いんですね。そういうのを少し違和感を感じるんですけれども、慣例に従ってこういう金額になるのか、また、それはおかしいなど、そういう検討もされておられるのかどうか、お伺いします。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

議員ご指摘のとおり、町長・副町長と職員の宿泊料の金額が違うということでございます。このことにつきましては、他市町の状況とか、これまでの経緯等を踏まえまして算出のほうをしております、いわゆる階級に応じて給料も違いますように、やはり宿泊料の金額に差をつけるということにつきましては、社会通念上、特に問題はないというふうに考えております。

また、セキュリティの観点等もございますので、そういったことを総合的に判断しまして、そういった金額設定とさせていただいております。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

内容はそうだと思うんですけれども、そういうことで話題になったことは今までなかったのでこのままだと思うんですけれども、そこのところだけ。セキュリティとかそういうのはよく分かるんですけれども、人権とかそういう面を考えれば同等ではないのかなという思いもしますので、そういうことが話題になったことがあるのかないのか、そういう検討の結

果こうなっているんだと思いますが、最後に再度もう 1 回お尋ねします。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

金額につきましては、相当いろいろと調査のほうをいたしまして、国も県も全て階級に応じて違っておりますし、他の市町についても同じような形で、やはり金額の差がございまして、そういった形ですべきだろうというふうな判断をした次第でございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第15

入江康仁議長

次に、日程第15 議案第67号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

国家公務員の人事院勧告が8月7日にあり、そういう説明がありました。今回の人事院勧告の特徴は、やはり若い方が新しく公務員になる場合に、一番6.何%とか上がるそうなんですけれども、全体的には賃金は何%ぐらい上がるのか、平均ですね。分かっているとお聞きしたいと思います。

物価高で民間でも「賃金を上げろ、上げろ」という話が盛んに話題になっているので、公務員の場合は、去年の平均を見ていろいろなことを判断しての結果なんですけれども、一般

的に平均どれぐらい上がるのか、お伺いします。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

近澤議員の質疑にお答えいたします。

平均ですと、行政職給料表では3.3%の引上げとなっております。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

3.3%ですね。若い方に厚くということはよく理解できました。

そして、その次の68で現業職も出てきますし、今年の4月1日現在で正職員は187名、会計年度任用職員は207名おられます。そして、遡及されるんですね、正職員の方は。でも、毎年会計年度任用職員の方は1年待って、その回答はいつも、下げるときも1年待って下げたんだから、上がる時もそうになって当然という説明がなされます。

でも、総務省のほうもそれではなくて、同額に、正職員と同じ時期に遡及するべきだという事務連絡も届いていると思うんですけども、その部分は今回どうなるのかお伺いします。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

近澤議員の質疑にお答えさせていただきます。

近澤議員のおっしゃっていただきましたとおり、これまで紀北町といたしましては、会計年度任用職員の皆様は1年度で採用をさせていただいておりまして、その際なんです、勤務条件などを提示させていただいて、雇用をさせていただいておりますので、今の紀北町の考え方といたしましては、年度での変更はなじまないということで翌年度から適用させていただくということで、例年3月定例会のほうで上程させていただきまして、翌年度の4月1日から適用させていただくことで対応をさせていただいております。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

毎年そういうお答えですけれども、総務省のそういう事務連絡もありまして、東紀州では、御浜町が正規職員と同じように遡及しておりますし、近くのところでは度会町、南伊勢町、玉城町なんかもう既に同時遡及が始まっております。そういう検討などはされての結果なのかどうか、最後にお伺いいたします。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

各市町それぞれの考え方があろうかと思います。ただ、期末勤勉手当等につきましても、紀北町のほうでは職員に準じて会計年度任用職員の皆様にも同じ月数で支給をさせていただいております。

また、総務省の通知につきましては、毎年通知をいただいておりますので、そこは総務課といたしましても十分確認した上で、紀北町としてこういうことでという対応をさせていただいておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第16

入江康仁議長

次に、日程第16 議案第68号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第17

入江康仁議長

次に、日程第17 議案第69号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第18

入江康仁議長

次に、日程第18 議案第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第19

入江康仁議長

次に、日程第19 議案第71号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第20

入江康仁議長

次に、日程第20 議案第72号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

14番 平野隆久議員。

14番 平野隆久議員

それでは、1点お伺いします。

7ページの町議会議員補欠選挙執行事業1,700万円ということで計上されているんですけども、当初に町長選、これは町長選と補欠選挙の同日選挙だったと思うんですけども、町長選でも1,728万7,000円が計上されていまして、今回補正で1,700万円また補欠選挙でかかるという予算が出されておるんですけども、今まで同日選挙だとそんなにかからないと思うんです。

当初予算と今回の専決の予算を比べても、ほとんど項目は一緒で、強いて言えば消耗品費と通信運搬費と手数料と事業負担金、これだけがちょっと前後しておるということなんですけれども、こんなに補正で予算が要るものなんですか。その点についての答弁を求めます。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

平野議員の質疑にお答えさせていただきます。

今回の町議選の補欠選挙の予算の考え方をご説明させていただきます。

今回なんです、町長選でも今議員がおっしゃったように、町長選挙は候補者を5人として単独で執行した場合ということで、1,700万円ほどの予算を計上させていただいて、お認めいただいております。

今回の補正につきましては、町長選挙がもし無投票となった場合なんです、期日前投票とか当日の投開票予算は全て町議選のこの補欠選挙の予算のほうから支出することになってまいります。そのようなことから、今回の予算の措置につきましては、補選が単独であった場合を仮定して1,700万円、ほぼ町長選挙に近い予算とはなるんですが、その予算で計上させていただきます。

今回、2つとも選挙になりまして、同日で選挙をさせていただいておりますので、補正予算では、また見込額が決定していれば、それぞれの選挙の執行費用を減額させていただく予定で今はおります。

以上でございます。

入江康仁議長

平野隆久議員。

14番 平野隆久議員

そうすると、意味は分かるんですけども、この時点で専決を出されるということは、もうその専決を出した時点では分かっていなかった。町長選挙が行われたという後では、これは費用はおかしい計上になってくると思うんですけども、その点の前後の計上の時間等についてのそごはないのか、再度答弁を求めます。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

この専決予算につきましては、令和7年9月24日で専決処分のほうをさせていただいております。町長選挙の告示は令和7年10月21日だったかと思うんですが、その告示の日に選挙になるか、無投票になるか決定するということになってございますので、9月24日時点ではまだ未確定でございましたので、こういった形の予算措置とさせていただいております。

以上でございます。

入江康仁議長

平野隆久議員。

14番 平野隆久議員

結果としては、この予算出したけれどもまた削減される可能性があるということで、幾らかまだ分からないですけどもあると考えてよろしいですね。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

はい、今平野議員がおっしゃっていただいた予算措置になろうかと思います。

以上でございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第21

入江康仁議長

次に、日程第21 議案第73号 紀北町道の路線変更についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第22

入江康仁議長

次に、日程第22 議案第74号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

なお、質疑は歳入及び歳出を一括で行います。質疑される方は、必ずページ数を述べてから質疑するようにお願いいたします。

それでは、質疑される方はありますか。

14番 平野隆久議員。

14番 平野隆久議員

それでは、15ページの企画費のところ、ふるさと寄附金推進事業ということで7,872万6,000円増と。これは事業費の増ということなんですけれども、この増はどういうことが、例えば返礼品などどういうものが増えてこういう傾向になったのか、内容についての答弁を求めます。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

平野議員の質疑にお答えします。

先に数値的なことを申し上げます。

まず、ふるさと納税が大きく増加した要因なんです、令和7年10月末実績としまして、件数で2万6,290件、金額で2億8,582万2,100円で、昨年同月と比較し、件数で2万4,803件、1,668%の増、金額が2億5,374万8,100円、791.1%の増と大幅に増加しております。また、それとは別に企業版ふるさと納税としまして1件100万円の寄附がございました。

増加した理由でございます。サケ関連商品の増加が大きいです。サケですね。それで、もともと人気商品なんです、令和7年4月から地域活性化起業人を起用しまして、ウェブサ

イトの徹底分析とか、それから商品の課題等に関する事業者ヒアリング、それからPR戦略等積極的に展開しております。

それと、ふるさと納税におけるポータルサイトのポイント付与が2025年10月1日から全面廃止になるということが決まっております、そういったところで駆け込み需要的なものがあったということと、また、企業努力があって今回の成果に結びついているというふうに考えております。

以上でございます。

入江康仁議長

平野隆久議員。

14番 平野隆久議員

分かりました。

では、次の質疑にいきます。

29ページの温泉施設管理運営事業263万4,000円。これについても説明では配管の修繕によるということでお聞きしているんですけども、今まだ古里温泉長いこと休みの状況で、住民の方々に不便をかけているという現実があるんですけども、この配管の修繕で再開見込みが出るのか、ほかにもあるのか、その点についての答弁を求めます。

入江康仁議長

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

平野議員のご質疑にお答えさせていただきます。

これまで配管工事とかいろいろな今回補正を上げさせていただいた工事をこれまでやらせていただいたんですけども、これによりまして全て再開できるというふうなことは今至っておりません。

それで、今回新たにこれまでメンテナンスをお願いしていた業者以外のろ過機の専門業者に来ていただいて、循環ろ過機能等に問題ないか調査していただきました。その結果を受けまして、いろいろな提案をいただきましたので、その提案をいただいた内容の工事を12月19日に配管洗浄という形で行わせていただきたいと思います。

それと、今年度2月に更新予定でありました源泉ポンプの工事を前倒しで行わせていただきまして、これが12月22日に行う予定ですので、そういった工事を行った後に改善された状態を確認して速やかに営業のほうを再開できればなと今のところ考えてございます。

以上でございます。

入江康仁議長

平野隆久議員。

14番 平野隆久議員

そうすると、本会議で説明があったとき配管の修繕等によるということだったけれども、今課長の答弁では、配管の修繕はもう行ったけれども、今後12月19日でしたか、洗浄をするということで、この予算の内容、配管はもう終わってるんですね、配管等の修繕じゃなくて配管の洗浄とか、ほか何ですか。再度この内容についての答弁を求めます。

まだ予算を認めてもらえていないものが先に行われていたと言ったらおかしくなってくるので。ちゃんと説明を求めます。答弁を求めます。

入江康仁議長

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

12月19日に行わせていただく配管洗浄に関しましては、これは既設予算でレジオネラ菌等が発生した場合に配管を洗浄する既設予算がございますので、それでやらせていただきたいと思います。と思っています。

以上でございます。

（「違う、この中身」と呼ぶ者あり）

岩見建志商工観光課長

失礼しました。

今回の補正内容に関しまして説明させていただきます。

今回の補正は、263万3,365円になってございます。この工事内容は、配管等修繕工事、外部販売水栓等取付修繕工事、機械室配管修繕工事、機械室配管チェッキ弁等取付修繕工事、浴槽内配管修繕工事、浴槽タイル修繕工事、自動残塩装置薬注ポンプ交換修繕工事、循環ポンプ等修繕工事、自動残塩装置測定槽部入替修繕工事等、細かくなっておりますけれども、そういった工事に充てさせていただきたいと思っています。

以上でございます。

入江康仁議長

平野隆久議員。

14番 平野隆久議員

先ほど言ったのは、配管の修繕という予算だったんですけれども、課長は配管の修繕は終わりましたと言いましたので、今この内容について答弁を求めたんです。その中にまた配管の修繕という言葉が入っていたので、予算今から議決する段階ですので、その配管の修繕というのはこの予算の中に入っているんだったら、そこら辺をちゃんと前もってしたんだったら、流用とかということもあるので、そこら辺をちゃんと説明してもらわないとちょっと納得いかないなので、再度答弁を求めます。

入江康仁議長

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

今回予算を上げさせていただいた修繕に関しましては、既設予算の光熱水費から流用させていただいて、既に修繕をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

13ページの人件費のところで2点お伺いします。金額の大きいところだけ。

会計年度任用職員の人件費がマイナス622万1,000円。これは人数が減ったのかなという思いもありますので、詳しく説明をお願いいたします。

もう1点、33ページの三重紀北消防組合負担金の2,487万6,000円も人件費という説明でした。全体で5,500万円ぐらいだったと思うんですね、今回の人件費、人事異動の補正はですね。その中で半分を消防のほうで占めている、約50%近くを占めているので、内容の説明をお願いいたします。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

近澤議員の質疑にお答えをいたします。

こちらの総務課の一般管理費のほうで、会計年度任用職員なんですが、当初予算では12名の予算で計上させていただいております、それが2名減の10名で一般管理費が確定いたしましたので、この一般管理費のほうでは会計年度任用職員の予算としては2名分の減額とな

ってございます。

以上でございます。

入江康仁議長

家倉危機管理課長。

家倉義光危機管理課長

近澤議員の質疑にお答えします。

三重紀北消防組合の負担割合なんですけど、紀北町が52.1%で尾鷲市が47.9%。その中で今回の補正の人件費といたしましては、全体で約4,600万円の補正が人件費で上がっております。その負担割合といたしまして、紀北町分が2,400万円となっておりますので、人件費で2,400万円かかるということで補正をされております。

それで人数なんですけど、109名分の消防職員の人件費となっております。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

会計年度任用職員さん12名のところを10名で今回は済んだということですけども、予定よりどういう職種の方が必要でなくなったのか。一般事務なんだろうけれども、何課なのかお尋ねします。

そして、人件費109名で紀北町が50何%というのは分かるんですけども、60%としても60人。全体の職員は187名ですか、それで5,500万円ぐらいにしても、金額が多いような気がするんですけども、どういう職種の方なのか。紀北消防組合の人件費なので、特に危険手当とか一般職に比べて多いとか、そういう特徴があれば詳しく説明をお願いしたいと思います。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

近澤議員の質疑にお答えをさせていただきます。

総務課のほうでは、一応予備というか緊急に備えて会計年度任用職員の方の予算を当初予算では計上させていただいております、今回一般管理費としての必要な会計年度任用職員さんの人数が確定をいたしましたので、2名を減額のほうをさせていただいた次第でござい

ます。

以上でございます。

入江康仁議長

家倉危機管理課長。

家倉義光危機管理課長

全体予算で言いますと109名分の人件費なんですが、その中でうちのをちょっと比べてというのはなかなか難しくなりますので、手当のほうでないというのが救急救命士の手当とか、あと、夜間勤務とか休日勤務手当、そのあたりのところもありますので、その辺でちょっと違ってきているのじゃないかなとは思っております。ちょっと詳しいことは分かりませんが、申し訳ございません。

以上でございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第23

入江康仁議長

次に、日程第23 議案第75号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第24

入江康仁議長

次に、日程第24 議案第76号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第25

入江康仁議長

次に、日程第25 議案第77号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第26

入江康仁議長

次に、日程第26 議案第78号 令和7年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、本定例会に上程されました案件についての質疑は全て終了いたしました。

日程第27～日程第28

入江康仁議長

それでは、続きまして報告案件に入ります。

お諮りいたします。

日程第27 報告第6号及び日程第28 報告第7号の2件の報告案件については、提案者から一括して説明を求めることにしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、報告2件については、一括して説明を求めることにいたします。

それでは、提案者から説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、2件の報告案件につきましてご説明を申し上げます。

報告第6号 専決処分の報告についてであります。令和7年7月15日、午後5時55分頃、職員が森林組合おわせ駐車場で後退していたところ、公用車の右側側面と駐車中の相手方車両の右側後部が接触し、相手方に損害を与えました。

本件につきましては、令和7年9月29日、損害賠償額を17万3,000円として和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

報告第7号 専決処分の報告についてであります。令和7年6月25日、午後0時57分頃、職員が休憩のため立ち寄った施設の駐車場で後退していたところ、公用車の右側後部と駐車中の相手方車両の左側前部が接触し、相手方に損害を与えました。

本件につきましては、令和7年10月18日、損害賠償額を41万2,313円として和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

以上2件の報告案件でございます。公用車の事故につきましては、再発防止のため対策を徹底してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。申し訳ございませんでした。

入江康仁議長

以上で報告に対する説明を終わります。

本件は、地方自治法第180条の規定により、議会の委任による専決処分であることから、質疑を行わないとされていますが、ただいまの説明において内容等に不明確な点があれば再度説明を求めるということで発言を許可したいと思います。

まず、日程第27 報告第6号について発言される方はありませんか。あくまでもこれ27でございますので。

10番 瀧本攻議員

27も28も一緒だと思うんですけども。

結局、よく事故ありますね。町長の報告は金額こうこうで、こうなつたと。要するに過失割合を全然言っていないんですよ。どんな過失割合でこういうふうになったかと。過失割合を言わないで、これでこうしました。そんなことではいけません。やはり過失割合でもって金額が算出されるわけですから、過失割合がどうなっていたかということの答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおりでございます。申し訳ございません。

基本的にまず報告第6号につきましては、100%の過失割合で紀北町が悪いということで

ございます。

入江康仁議長

今6号です。いいですか。

ほかに。

14番 平野隆久議員。

14番 平野隆久議員

ここで説明を受けたのでは、公用車の右側の側面、相手は駐車中の右側後部ということだったんですけれども、基本的に公用車のほうがバックしすぎて側面、相手は後部、言ったら気づくのが遅すぎたということで理解されるんじゃないかなと思うんです。あと、17万3,000円については、これだけかかったのはどういうふうな補修なのかということを知りたいのと、次のあれになりますが、これ報告第7号の中身言いませんけれども、20日後なんですよね。ですから、やはりそこら辺も含めて、町長は徹底しますと言っていましたけれども、本当に徹底されているのかどうか。次は次でまた質疑させてもらいますけれども、まずこの専決第4号についての答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

詳細については、少し担当のほうからお話させていただきますけれども、基本的には全面的に紀北町が悪いです。それで、そのことについては、課長会議も含めて徹底的に交通安全を図るようということで申し上げました。そして、以前からもお話いただいていますように、事故が多いです。そういうことも多いので、徹底するようということでマニュアルもしっかりまた再度配布しまして、しっかりやっております。

ちょっと詳しい部分は誰の担当になるの。中の事業の、状況のことだけでいいですね。金額のほうは担当のほうでお話しますけれども、いずれにしろ、後方確認せずにやったということで、もうこちらは何ら言い訳することもできず、申し訳ないと謝ることしかございません。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

平野議員の質疑にお答えをいたします。

事故が起こった発生状況につきましてご説明をいたします。

森林組合で視察の研修会、報告会がありまして、それに職員が参加をしておりました。森林組合の駐車場で駐車中だったんです。それで、車の駐車状況なんですけれども、相手方の車と公用車が後ろ向きで互いに駐車をしておりまして、こちらの職員のほうが後方確認を誤ってバックしたときに接触事故を起こしております。

車の壊れた状況なんですけれども、相手方の車につきましては、ある程度ちょっとへこみもありまして、あと擦れた部分もありまして、そちらを工場のほうへ持ち込んで修理されたというのは聞いております。

以上です。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

公用車につきましては、財政課のほうで一括で管理しておりまして、最近、議員ご指摘のとおり事故が多いということから、令和7年7月30日に安全運転マニュアルというものを策定しまして、職員のほうに周知しております。

当マニュアルでは、いわゆる時間に余裕を持って出発することとか、それから出発前の声かけ、公用車の安全性の確保、同乗者による積極的な安全運転の呼びかけ、それから事故情報の共有といったところを決めまして、公用車の事故をこれ以上起こさないようなことで努めるようにいたしておりますので、今後も十分注意するようにしていきたいというふうに考えおります。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で発言を打ち切ります。

次に、日程第28 報告第7号について発言される方はありませんか。

14番 平野隆久議員。

14番 平野隆久議員

先ほどの専決に続いてなんですけれども、これについては公用車が右側の後部、駐車中の相手方が左側の前部ということで、そのままバックしたのが当たってしまったということだ

と思うんです。

損害賠償額がこっちのほうが軽度なのかなというふうに考えたんですけども、先ほどの金額よりも結構な金額でしたので、そこまで思いっきりバックしてしまったのか。ちょっとその状況がこの金額から見えてこないの、その点の説明と、あと、先ほども申しましたけれども、これ6月25日ですよ。先ほどが7月15日だったかな。20日程度しかたっていないんです。それで財政課の説明でマニュアル作成をして徹底してきましたと。7月30日だったと思うんですけども、本来やはりマニュアルが今まであったのか、なかったのか。あったと思うんですけども、この7月30日に再度作ったのかどうか。

やはり2件も続けて同じような状況で駐車中の車に、ほとんど同じような状況の専決なんですよ。程度の問題はあってもね。やはりそこら辺のところも含めて、申し訳ないけれども、「今後気をつけます。注意します」だけでは、今まで結構ありましたので、その点もうちょっと真剣になって、こういう事故がないようにもっと対策を取るべきだと思いますので、答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおりで、私自身が一番「何をやっているんだ」というようなお話をさせていただいております。まず、町民の皆さん、議会の皆さんに最前線で謝るのは私になりますので、そういうのは横へ置いておいて、本当に情けないような事故が多いです。ちょっとしたバックをするときに確認不足とか、これは周知徹底してもそういう事故というものはあるものですが、我々としては、今議員の皆様からも厳しいご意見いただいておりますので、再度、再度で申し訳ございませんが、職員には徹底してこれからは事故のないようにということをこの場では述べることはできませんので、そこでご理解いただきたいと思っています。

我々としても一番こういう何気ない事故を起こすこと自体が注意が散漫なので、我々としては職員に対しても本当に厳しく注意はしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

事故が起こるたびに事故の審査会等を開いて、そこで十分に注意のほうをしております、

これまでもそういったようなルールが実はありました。ありましたが、なかなか事故が減っていかないということで、より厳しくマニュアル化して、それを徹底して、自動車のダッシュボードにもそういったことを貼って、職員が一緒に同乗している者が必ず確認するとか、そういったことを徹底するようにしておりますので、随分強化してやるようにしたということでございます。

入江康仁議長

平野隆久議員。

14番 平野隆久議員

基本的に公用車で、自分の車じゃない車で保険も税金で出てという意識なのかなというふうに町民の方々に思われても仕方ない状況なんです。だから、もうちょっと意識を職員の方も、事故に対する意識をもう少し本当に持つべきだと思いますので、マニュアルを作って、マニュアルを読んでおいてくださいじゃなくて、きちっとそういう意識も持ってもらえるようにやるべきだと思うんです。

今回の事故の内容については、本当にバックしてぶつけてしまったというのが2件続いていますので、やはり公用車、役場の車でぶつけたら税金を使わなくちゃいけないと。だから、そういう意識で、自分でお金を出すという意識がないんじゃないのと町民の方々に思われても仕方ないので、その点について十分意識も高めて今後ともやっていただきたいと思いますので、最後に答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

本当に全くそのとおりでございました。私自身もこういう事故、もうぶっちゃけた話ですけども、これは損害賠償の報告になります。ちょっとしたこつんと当てるのもあります。そういったものは議会のほうにご報告はございませんが、そういったこともありますので、議員ご指摘のように、もっともっと注意して公用車を扱うように、これが今物損なのでいいんですが、もしこれが人身のようなものであれば、取り返しのつかないことになりますので、これからもより一層しっかりと職員を指導してまいりたいとそのように思います。申し訳ございませんでした。

入江康仁議長

10番 瀧本攻議員。

10番 瀧本攻議員

その2件目のものは、過失割合はどうでしたか。100・0ですか。お答えお願いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

100・0でございます。停まっているのにぶつけてしまったので。もう何ら言い訳のできるような問題はございません。

入江康仁議長

瀧本攻議員。

10番 瀧本攻議員

この1年間に何遍もある、こんな同じような事故。これ人身絡んでいたら、おそらく運転手はペナルティーで赤切符は切られますよ。人身絡んでいないので、警察呼んでいないんですよ。

私は、どんなマニュアル作ったって駄目だと思う。町長が自分でするんだったら、例えば1か月3%カットするとか、そういうきつい執行部の意思をやはり職員に知らせめることが私は最善だと思うんです。どんなマニュアル作ったって何も直ってないです。それが町長にはないです。やはりガバナンスというのは、トップが最終的には責任取らないといけない。その責任の所在があいまいです。これ人身だったら大変なことになります。人身でも死亡だとか3か月だとかある、そうなったら罰金になる。マニュアルの中にそういうマニュアルも入っているんですか。ただそういうふうな、なんていうんですか、こういうふうにして確認して云々して云々と、そんなマニュアルではそんなことは当たり前のことじゃないですか。言ったら、免許更新に行ったときには、そういう説明します、ちゃんと。それと同じじゃないですか、マニュアルは。

だから、執行部は、自分である程度身を切って、やはり申し訳ないとおっしゃっているわけですから、そうすべきだと思う。前も私そのこと言いましたよ。それがやはり職員に響く1つのインセンティブだと思います。それについてどうお考えですか。僕は怒っているんです、今。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それぞれの事の重要さによって懲罰の基準というものはございます。それはそれとして、議員の厳しいご指摘を十分心にとめて、職員に対して指導していきたいとそうふうに思います。

入江康仁議長

瀧本攻議員。

10番 瀧本攻議員

今の答弁も、こっちは直球放っているのに、ふにやっとしているでしょ。こんなものではどんなマニュアル作ったって一緒です、こんなもの。今後起こったときは、執行部は責任を持つと、ある程度。そういう答弁がなければ、いつまでたっても一緒です、こんなもの。

特に軽自動車というのは、小回りきくからぱっとやるわけですよ。大きい自動車の場合は、やはり後ろにもカメラがついているから。しまいにはこれ人身が出てきたら大変ですよ。それでこんなもの町費で全部持っている。自治労の保険に入っているからみんな出るけれども、そんなことしていたら駄目ですよ、本当に。車を何百台って持っているわけでしょ、町は。それに対する緊張感がなさすぎる。トップが緊張感がないんです。それについてどう思いますか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ご指摘として受けさせていただきます。

それと、私自身の責任問題については、事の軽重を十分に考えて、責任があるときにはそのような責任の取り方もさせていただきたいと思いますが、交通事故については、今の懲罰関係のルールをしっかりと職員には守っていただいて、私自身も議員から受けたご指摘をしっかりと職員に伝えて、事故のないようしっかりと指導をしたいと思いますが、この事故というのは起こしたくて起こすわけではないのも事実でございまして、こういうことを言うと叱られるのを分かっているんですけども、注意して叱ってしても、なかなか事故は、こういう接触事故は絶えないのも事実でございます。しっかりと職員の行動規範を守るように指導してまいりたいとそうふうに思います。

入江康仁議長

いいですか。

10番 瀧本攻議員

言っても一緒なのでいいです。

入江康仁議長

ほかに。

8番 樋口泰生議員。

8番 樋口泰生議員

すみません、2点ほどお聞きします。

事故を起こした先ほどの車も一緒なんですけれども、職員が乗ってみえた車は、バックモニターとかソナーはついてたのか、ついてないのか。それが1点と、全公用車にそういう設備があるのか、ないのか。それに関してちょっと答弁をお願いします。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

今回専決処分の事故を起こした車、ジムニーとスクラムバンなんですけど、こちらにつきましては、どちらもバックモニターとかいわゆる事故防止のためのセンサー、そういったものはついておりません。

それと、財政課管理の公用車につきましては、本庁24台、支所14台、計38台あります。その中で、いわゆるバックモニターが設置されているのは本庁4台、支所2台、それから障害物センサーが付属しているのは本庁5台、支所3台になります。

今回事故を起こした車とかにそういったものがついておれば、こういう事故を未然に防ぐことができたかどうかというところだと思うんですが、やはりこういう機能があれば、そういった事故を防げるものもあったかもしれませんので、こういったものについては導入について今後検討していきたいというふうには考えております。

入江康仁議長

樋口泰生議員。

8番 樋口泰生議員

今のお答えで分かるように、人的被害といいますか、人がすることですからミスがあろうかと思しますので、今後ないようにするのであれば、ハード設備を完備することしか今のところ前向きに話ができないかなという気がしますので、ぜひ後からでもつけられるのであれば予算化していただいて、今後人身になったら、先ほども前者議員がおっしゃったように大

変なことになりますので、ぜひ予算化して全ての車にそれをつけて、それでも事故を起こした場合、何らかの形の責任を取っていただくような形を取っていただけると、答弁いただいて最後ですのでよろしくお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現車両については、なかなか難しいかと思いますが、更新のときには議員のご意見を十分反映できるような公用車の購入を考えていきたいと思っています。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

それでは、ないようですので、以上で発言を打ち切ります。

これで2件の報告については、聞き置くことといたします。

入江康仁議長

ここで、委員会付託表配付のため、この場で暫時休憩いたします。

（午後 2時 15分）

入江康仁議長

それでは、会議を再開いたします。

（午後 2時 17分）

委員会付託

入江康仁議長

お諮りします。

本日議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案については、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定いたしました。

なお、付託案件の審査については、12月10日水曜日は総務産業常任委員会、12月11日木曜日は教育民生常任委員会で、いずれも午前9時30分からの開催となります。

なお、委員会の運営に当たっては、各常任委員長において取り計らいくださるようお願いを申し上げます。

入江康仁議長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、本日はこれで散会いたします。

どうも皆さんご苦労さまでございました。

（午後 2時 18分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 8 年 3 月 13 日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 原 隆伸

紀北町議会議員 樋口泰生